

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令 の一部を改正する政令案（概要）

令和3年10月

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 改正の趣旨

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）においては、瀬戸内海の環境の保全のため、基本計画・府県計画の策定、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜保全地区制度、環境保全のための事業の促進等について規定している。

平成27年の法改正時の附則に基づき、栄養塩類の管理の在り方について検討を行うとともに、法の施行状況の調査を行ったところ、気候変動による水温上昇等の環境変化とも相まって、瀬戸内海の一部の水域では、窒素やリン（りん）といった栄養塩類の不足等による水産資源への影響や、開発等による藻場・干潟等の減少等が課題となっていることがわかった。このため、令和元年6月に、環境大臣より中央環境審議会に対して、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について諮問がなされ、令和2年3月に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」として答申を得た。これを受け、中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において更なる検討が行われ、令和3年1月、中央環境審議会より、「瀬戸内海における特定の海域の環境保全に係る制度の見直しの方向性」として意見具申がなされた。

これを踏まえ、法改正にかかる検討を進め、令和3年2月に法の改正案が国会に提出され、審議の末、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和3年法律第59号。以下「改正法」という。）が成立、同年6月9日に公布されたところである。改正法は、一部の規定を除き公布の日から1年を超えない範囲内に施行することとされていることから、改正法の適切な施行を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和48年政令第327号。以下「瀬戸法施行令」という。）及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「水濁法施行令」という。）について、必要な事項につき所要の改正を行うものである。

2. 改正事項

(1) 化学的酸素要求量に係る指定水域及び指定地域の追加指定（水濁法施行令第4条の2関係）

- 改正法により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）の汚濁負荷量の総量削減に係る規定を適用させる法第12条の3が削除されたことに伴い、水濁法第4条の2第1項に基づき水濁法施行令第4条の2で指定する項目のうち「化学的酸素要求量」に対応する指定水域として瀬戸内海を、指定地域として瀬

戸内海地域を追加指定することとする。具体的には、現行と同一の範囲を指定することとする。

(2) 指定地域とする区域の更新(瀬戸法施行令別表第1及び水濁法施行令別表第2関係)

- ・ 現行の瀬戸法施行令別表第1及び水濁法施行令別表第2で列挙している区域は、平成13年6月1日における行政区画その他の区域によって表示されたものであり、現在の行政区画と表記が異なる部分がある。このため、現行と同一の範囲を指定しつつ、現在の行政区画その他の区域による表示に更新する改正を行う。

(3) その他

- ・ 改正法に伴う条ずれに係る規定の整備及びその他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和4年4月1日(予定)